

6.点検行為

電源プラグの溶こん（キズ）・変形のないこと、電源コードの劣化・キズ（判断線、亀裂）がないこと、製品に大きな打こんがないこと及び著しい汚れがないことの点検行為をいう

7.点検行為等責任者の配置

中古品販売事業者又は委託等によりそれに代わり点検行為等を実施する者は、点検行為等を実施する場合に、中古品の点検行為及び清掃行為について責任者を配置しなければならない。

8.点検行為及び清掃行為の省略

次の条件を満たす場合、点検行為及び清掃行為を省略することができる。

- a)新品・未使用品であることが確認できる
- b)中古市場等にて調達前に点検行為及び清掃行為等が既に行われていることが確認できる製品である場合

9.保証期間

消費者へ中古品を販売した後一定期間（下限の期間を定めて、中古品販売事業者が製品の特性等を考慮し設定。）において、その期間内で故障等が生じた際には、一定の対応（代替品との交換及び代金の払い戻し等、中古品販売事業者が設定）に応じる期間をいう。

10.リコール製品の取扱い

中古品販売事業者は、製品安全にかかるリコール製品について製造事業者等から可能な限り情報を収集・確認し、所用の改修がなされていないものは改修等に協力しなければならない。製品安全以外のリコール製品についても、製造事業者から可能な限り情報を収集・確認し、当該製品の回収等に協力するよう努力しなければならない。

11.取扱説明書の添付

中古品販売事業者は、中古電気用品を販売するに当たり、当該中古電気用品の取扱説明書の有無を確認し、消費者に取扱説明書の有無を明確に表示しなければならない。

なお、取扱説明書がない場合は、その写しでも良いが、製造事業者が公開する訂正等を除き、記載内容を改変してはならない。

12.付属品の添付

中古品販売事業者は、中古用品を販売するに当たり、付属品の内容を明確に表示しなければならない。

13.保証書の添付

中古品販売事業者は、中古用品を販売するに当たり、保証期間を明示した保証書を作成し、これを添付しなければならない（保証書の様式、添付の方法は中古品販売事業者が設定）。また、中古品販売事業者は保証書の規定に従い、これを確実に履行しなければならない。

14.中古品販売事業者の標識

中古品販売事業者は、認証を経た上で、**JRCA** から交付された **JRCA** 標識を店頭、広告、パンフレット等に記載することができる。

15.認証の更新

認証を受けた中古品販売事業者は、認証の更新を受けようとする場合、2年ごとに審査を受けなければならない。更新しない又は審査の結果、認証を取り消された中古品販売事業者は、**JRCA** 標識の掲載はできないものとする。認証の更新は代表理事が決定する。

16.認証の取消

認証を受けた中古品販売事業者において、本ガイドラインの要求事項が遵守されていないと認められた場合、**JRCA** 理事会及び、代表理事が認証を取消することができる。

中古品販売業者の認証に係る審査結果記録

審査日 年 月 日

【検査結果】

- 合格 認証番号 _____ -
 不合格

【中古品販売事業者】

事 業 者 名 印
住所
古物商認可証番号
電話番号
点検責任者 (委託等の場合は契約形態と事業者名)
清掃責任者 (委託等の場合は契約形態と事業者名)

【認証機関】

機 関 名 印
担当者名
住所
電話番号

【チェックリスト】

- 点検行為及び清掃行為の責任者を配置している
- 適切な外観検査行為を実施している
- 適切な方法で清掃を行っている
- 取扱説明書の有無を確認し、その旨を明確に表示している
- 付属品の内容を明確に表示している
- 保証期間を明示した保証書を添付している

保証書の雛形

リサイクルショップ	●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●
TEL	●●●●●●●●●●
保 証 書	
購入日 平成 20 年 3 月 24 日	
商品名	金額
テレビ ソニー 05 年製	13,800 円
21 型 説明書、リモコン付き	
K V-21DA75	
保証期間	
<input type="checkbox"/> 1 週間 <input type="checkbox"/> 1 ヶ月 <input type="checkbox"/> 3 ヶ月 <input type="checkbox"/> 6 ヶ月	
<input type="checkbox"/> にチェックの付いている条件で保証致します この保証書を紛失されるとお買上げ商品の保証 が出来なくなりますので保管して下さい	

上記、記載の内容とは別に販売店毎の保証内容を記載しても構いません。